

令和6年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究調整課
農林水産技術会議事務局 研究推進課
農産局 技術普及課）

項目名	スマート農業技術等を活用した生産性の高い食料供給体制の確立に向けた税制上の所要の措置											
税目	所得税・法人税、登録免許税											
要望の内容	<p>人口減少下においても生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するため、①スマート技術等の新技術について、国が開発目標を定め、農研機構を中心に、産学官連携を強化し開発を進めると同時に、②生産者・農協、サービス事業体、機械メーカー、食品事業者、地方自治体等、産地・流通・販売が一体でスマート技術等に対応するための生産・流通・販売方式の変革（栽培体系の見直し、サービス事業体の活用等）などの取組を促進する仕組みについて検討する必要がある。</p> <p>このため、こうした仕組みの法制化（計画認定制度の創設）を前提に、認定を受けた計画に従って行う設備・施設等の整備や、会社の設立、出資の受入れ、それに伴う不動産の所有権の移転等について、税制上の特例を設ける。</p> <table border="1" data-bbox="901 913 1490 1081"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>－</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>－ 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>－ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	－	百万円	（制度自体の減収額）	（	－ 百万円）	（改正増減収額）	（	－ 百万円）
平年度の減収見込額	－	百万円										
（制度自体の減収額）	（	－ 百万円）										
（改正増減収額）	（	－ 百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>人口の減少、高齢化の進展、農業技術の分野における情報通信技術等の技術革新の進展その他の我が国農業を取り巻く環境の著しい変化に伴い、農業の生産性の向上に不可欠であるスマート農業技術を導入して農産物の生産、流通及び販売の方式の革新を図ることの重要性が増大していることに鑑み、生産方式等革新を促進するための措置を講ずることにより、農業の生産性の向上を図り、もって農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>今後20年間で、現在の基幹的農業従事者の大半を占める70歳以上の年齢層がリタイアした後、農業者数は現在から大きく減少することが見込まれ、従来の生産方式等を前提とした農業生産では農業の持続性を確保できないおそれがある。</p> <p>人口減少下においても生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するためには、生産性を飛躍的に向上させるスマート農業技術や品種の開発・実用化を図りながら、産地の生産方式等の変革を進めることが急務であり、スマート農業技術等をはじめとする新技術の現場導入を一層加速することが不可欠となっている。</p> <p>また、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）等においても、「産学官連携による新技術開発と生産・流通等の方式の変革を促進する仕組みの検討やスマート農林水産業の実装の加速化（中略）等を進める」と位置付けられているところである。</p> <p>このため、スマート農業技術等の新技術の研究開発及びその成果の実用化と、新技術に対応するための生産・流通・販売方式の変革を一体的に推進する制度を創設し、税制上の特例を設けることにより、これらの取組を促進する必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>(大目標) 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>(中目標) 農業の持続的な発展</p> <p>(政策分野) 2-⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化 2-⑩ 農業のデジタルトランスフォーメーションの推進 2-⑪ イノベーション創出・技術開発の推進</p>
		政策の達成目標	スマート農業技術を活用した農業の生産性の向上を図り、農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給の確保に資する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
	相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	認定を受けた事業計画に従い、設備投資や会社の設立等を行う事業者に対し税制上の特例措置を講ずることは、これらの者の資金繰りを緩和させる効果があるため、新技術の研究開発及びその成果の実用化と、新技術に対応するための生産・流通・販売方式の変革に踏み切ることにより、ひいては、生産性の高い食料供給体制の確立に資することから、目標の実現を図るための施策として有効である。
		当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	スマート農業の総合推進対策 (令和5年度当初予算：1,196百万円)
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記事業は、スマート農業技術の開発・実証や環境整備等を支援するものであり、税制上の措置を講ずることで、予算措置と相まって、スマート農業技術の実用化やその効果的な導入が図られ、政策目的の達成に資するものとなる。

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>税制上の特例措置については、生産性の高い食料供給体制の確立に向けた設備投資や会社の設立、出資の受入れ等を促すための事業計画を国が認定した場合に限り、適用することとしており、妥当である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—	
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—	
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—	
<p>これまでの要望経緯</p>		—	